

中小企業信用保険法第2条第4項第4号（突発的災害）の
規定による認定について

〈セーフティネット保証制度〉

この制度は、自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金の円滑化を図るため、保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度です。

○第4号

認定の対象と基準	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> • 対象 国が指定した地域の中小企業者 災害救助法が適用された災害及び地域の中小企業者 • 基準 下記のいずれかのを満たしていること。 ①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。 ②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定申請書（2通） 2 中小企業信用保険法第2条第5項第4号別紙 3 滞納のない証明書（コピー可） 1通 4 定款の写し（法人のみ） 5 別紙に記載した月の決算書の写し （個人は、確定申告書の写し）

〈その他〉

- 決算書については、貸借対照表、損益計算書、販売費および一般管理費明細書、原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表をご提出ください。
- 認定書の有効期限は認定後30日です。